第百六十二条の八　国土交通大臣は、法第七十一条の三第一項の認定をしたときは、操縦技能審査員に、その身分を示す証票（第二十八号の四様式。以下「操縦技能審査員の証」という。）を交付する。

2　（略）

第百六十二条の九　操縦技能審査員が、操縦技能審査員の証を失い、破り、汚し、又は氏名若しくは住所を変更したため再交付を申請しようとするときは、再交付申請書（第二十八号の五様式）に写真二葉及び操縦技能審査員の証（失つた場合を除く。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

（特定操縦技能の審査）

第百六十二条の十三　法第七十一条の三第一項の審査を受けようとする者は、特定操縦技能審査申請書（第二十八号の六様式）に次に掲げる書類を添えて、操縦技能審査員に提出しなければならない。

一～三　（略）

（特定操縦技能練習）

第百六十二条の十七　第六十九条の規定は、法第七十一条の四第一項の指定について準用する。この場合において、第六十九条中「操縦練習監督者指定書（第二十七号の二様式）」とあるのは「特定操縦技能練習監督者指定書（第二十八号の七様式）」と読み替えるものとする。

（安全上の支障を及ぼす事態の報告）

第二百二十一条の二　法第百十一条の四の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、航空機の構造の損傷、非常用の装置の故障、装備品等の誤つた取付けその他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～五　（略）

（削る）

六～六の三　（略）

七～四十三　（略）

四十四　削除

四十五　第三十二条第四号の規定による権限（次に掲げるものを除く。）

イ～ハ　（略）

四十六　第三十五条第一項の規定による承認（次に掲げるものを除く。）

イ・ロ　（略）

四十七～五十九　（略）

（削る）

六十～六十の九　（略）

六十一～六十五　（略）

2　（略）

第百六十二条の八　国土交通大臣は、法第七十一条の三第一項の認定をしたときは、操縦技能審査員に、その身分を示す証票（第二十八号の六様式。以下「操縦技能審査員の証」という。）を交付する。

2　（略）

第百六十二条の九　操縦技能審査員が、操縦技能審査員の証を失い、破り、汚し、又は氏名若しくは住所を変更したため再交付を申請しようとするときは、再交付申請書（第二十八号の七様式）に写真二葉及び操縦技能審査員の証（失つた場合を除く。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

（特定操縦技能の審査）

第百六十二条の十三　法第七十一条の三第一項の審査を受けようとする者は、特定操縦技能審査申請書（第二十八号の八様式）に次に掲げる書類を添えて、操縦技能審査員に提出しなければならない。

一～三　（略）

（特定操縦技能練習）

第百六十二条の十七　第六十九条の規定は、法第七十一条の四第一項の指定について準用する。この場合において、第六十九条中「操縦練習監督者指定書（第二十七号の二様式）」とあるのは「特定操縦技能練習監督者指定書（第二十八号の九様式）」と読み替えるものとする。

（安全上の支障を及ぼす事態の報告）

第二百二十一条の二　法第百十一条の四の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、航空機の構造の損傷、非常用の装置の故障、装備品又は部品の誤つた取付けその他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～五　（略）

六　（略）

六の二～六の四　（略）

七～四十三　（略）

四十四　（略）

四十五　第三十五条第四号の規定による権限（次に掲げるものを除く。）

イ～ハ　（略）

四十六　第三十八条第一項の規定による承認（次に掲げるものを除く。）

イ・ロ　（略）

四十七～五十九　（略）

六十　（略）

六十の二～六十の十　（略）

六十一～六十五　（略）

2　（略）